PTA会則

(名 称)

第1条 本会は北星学園大学附属高等学校PTAと称し、事務局を本校内におく。

(会 員)

第2条 本会は本校生徒の父母またはその代理者と、本校教師をもって組織する。

(目的)

第3条 本会の目的は、父母と教師が生徒の福祉の増進と学校の教育計画の改善及びその推進のために協力し、よって教育目的の達成を図ることにある。

(役 員)

- 第4条 本会はその目的達成のために、次のことを行なう。
 - 1 父母と教師との懇談会、研究会、親睦会等の開催。
 - 2 学校の教育活動に対する援助。
 - 3 その他の必要事項。
- 第5条 本会に次の役員をおく。
 - 1 会長

会長は会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は 3名(父母2名、教師1名)副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときはこれに代わる。
- 3 会 計 2名(父母1名、教師1名) 会計は会計事務を行なう。
- 4会計監査 2名(父母)

会計監査は、会計の監査を行う。

- 5 常任委員は、会長、副会長、会計、各学年正副委員長、署名対策副委員長とする。
- 6必要に応じて顧問をおく。

(役員の任期及び選出)

第6条 役員の任期は1年とし、定期総会において選出する。役員選考委員会は、卒業年次の常任 委員によって構成し、総会に報告する。

(委員)

第7条 学級より4名以上選出し、委員は各学年委員と署名対策委員として会務にあたる。

(会 議)

第8条 本会は事務遂行のために次の会合を行う。

総会は委員会の要請により開くことができる。総会の議決権は出席者の過半数によって決する。ただし、欠席者は議決権を委任したとみなす。

2 常任委員会は、会長が招集する。本会業務の遂行について協議実践する。

(委員会)

- 第9条 本会はその目的遂行のために、次の委員会を設ける。
- 1学年委員会(各クラス2名以上で構成する)
- 2署名対策委員会(各クラス2名で構成する)

学年委員会は各学年ごとに開き、その学年に関する事項を協議実施する。委員長は互選とする。署名 対策委員会は、私学問題についての学習活動、助成金増額のための誓願署名活動を担う。委員長は副 会長の一名がこれにあたる。

(会 費)

第10条 本会の経費は、入会費、会費、寄付金及びその他の収入金をもってこれにあてる。 1会費は次のとおりとする。

本校の父母またはこれに代わる者については、在校生一家庭について月額400円とする。

2 臨時の事業計画に対しては総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(慶弔)

- 第11条 慶弔の区分及び金額を次のように設ける。
- 1慶(結婚、出産は一件5千円、対象は教職員)
- 2 弔 (一件香典 5 千円+お花、対象はPTA会員父母、生徒、教師とその配偶者) (会計年度)
- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。
- 第13条 本会の会則は総会の議決によって改正することができる。